

NPO法人 富山成年後見支援センターについて

本人（被後見人等）の権利保護と取引の円滑を図ることを目的として成年後見制度がスタートして20年になり、多くの実績・経験が重ねられています。しかし一方で、次のような不安の声も聞かれます。

「どんな人に依頼したら良いかわからない…」

「着服事件などが報道されていて不安だ…」

「後見人がついているがほとんど顔を見ない…」

このような声に応えるため当NPO法人では、誰もが成年後見制度を安心して利用できるよう、下記の点を重視しています。

1 継続性

法人で受任することで、個人の資質やモラル、個人的事情に左右されることなく長期に安定的な後見が可能になります。

2 厳格な財産管理体制

一定額以上の財産については信託や支援預金制度等を利用し、日常の出入金にも厳格なチェックを行います。

3 各種専門家の協力

成年後見には様々な問題が発生します。当NPO法人には法律、医療、福祉、会計、不動産など各方面の専門家が参加しています。

4 定期訪問による状況確認

適切な身上監護を行うために定期的に訪問することで本人の状況を確認し、変化に応じた支援を行います。

5 親族、医療・介護関係者との連携

本人に関わる親族、医療・福祉関係者などと連携をとりながら、本人にとって最善の環境づくりを目指します。

6 個人情報の保護

個人情報保護規程を策定し、これを遵守することで本人や関係者に関する情報を適切に保護します。

今は元気だけど将来に備えたい方のために
任意後見制度があります。

今は元気だけど
もっと歳をとったら
どうなるか不安…



認知症になったら
誰が私の財産を
管理するの？

NPO法人概要

名称 特定非営利活動法人富山成年後見支援センター

代表者 竹田達矢

所在地 〒930-0084 富山県富山市大手町5-12 野口ビル2F

TEL/FAX 076-461-6754

EMAIL info@toyama-koken.com

URL toyama-koken.com



お問い合わせはこちら

NPO法人 富山成年後見支援センター

076-461-6754

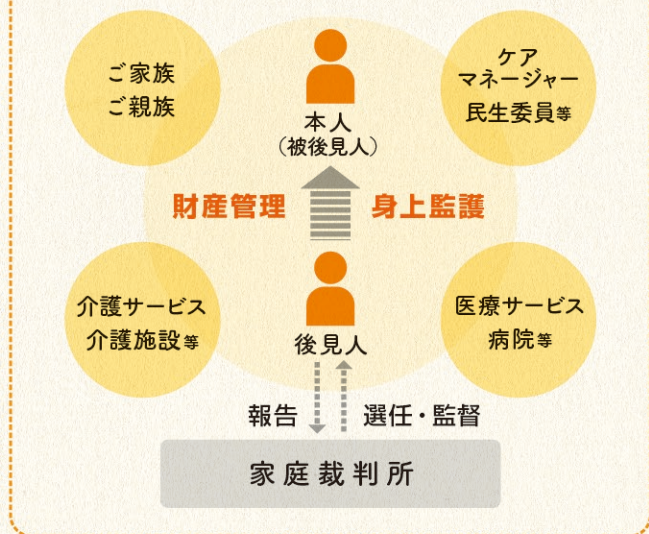
NPO法人 富山成年後見 支援センター



NPO法人富山成年後見支援センターは、 成年後見を法人受任するNPO法人です。

成年後見制度(法定後見)は、認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な方が不利益を被ることのないよう、家庭裁判所によって選任された成年後見人が本人(被後見人等)の保護、支援をする制度です。成年後見人は同居する親族などが適任の場合も多いと考えられますが、親族内に適当な方がいらっしゃらない場合などには、当NPO法人で成年後見を受任し、本人の最大の利益を目指して、**財産管理**と**身上監護**を行います。

成年後見のイメージ



【財産管理】 本人の財産内容を正確に把握して財産目録を作成し、本人の財産を管理すること
例：預金通帳や保険証書などの保管、年金や保険金などの収入の受け取り、必要な経費の支払い、帳簿管理など

【身上監護】 本人の生活や健康の維持、療養等に関する契約などを行うこと
例：住まいの確保、生活環境の整備、施設入所の契約、治療や入院の手続など(食事の世話や実際の介護などは含みません)

認知症のご家族のために



本人の権利を守るために、成年後見制度でできることがきっとあります。

- お金や通帳・証書などの管理
- 入院・施設入所手続
- 悪徳商法への対応
- 入院・入所費用のための不動産処分
- 相続手続、遺産分割協議

知的障害・精神障害のある ご家族のために



知的障害や精神障害のある方のために成年後見制度でできることがきっとあります。

- 財産管理
- 入院・施設入所手続
- 病院・施設への訪問による見守り
- 将来の生活環境の維持
- 相続手続、遺産分割協議

出張相談会、セミナー、 研修会の実施 無料

福祉施設、医療施設、介護施設、各種団体等へ出張して、成年後見に関する相談会の開催やセミナー、研修会を無料で行っています。

ご家族・施設利用者向け

ご家族等の施設利用者を対象とした無料相談会を行います。また、成年後見制度の利用を検討されているご家族への説明に同席、同行することも可能です。



職員向け

所属する職員等を対象としたセミナー、研修会を実施致します。内容についてはご相談ください。



お問い合わせはこちら

NPO法人富山成年後見支援センター
076-461-6754